

諏訪圏工業メッセ2014に参加しました

今年も諏訪圏工業メッセに参加させていただきました。開催日の10月16、17日、18日は好天に恵まれ、朝晩の肌寒さとはうって変わって、日当たりのよい会場内では暑く感じるほどでした。会場は今後屋内運動場としての利用もうわさされている、いつもの諏訪湖イベントホールです。今年も出展社数も増え、例年ホール内にあった休憩所は屋外テントに移動となったほどです。10月17日にはマツダ株式会社の社長、小飼雅道氏(茅野市出身)の講演も開かれるなど、様々な催しが大盛況のイベントに花を添えました。

コーエキではご来場の方々に、簡易測定器具によるCOD(化学的酸素要求量、水に含まれる有機物の指標の一つ)の測定を体験いただきました。テストに用いたのは水で希釈した酒やスポーツドリンクなどで、これらがわずかでも環境に持ち込まれると、多大な影響を及ぼすことをお伝えできればと企画したものです。長い測定時間にお付き合いいただいた皆様、誠にありがとうございました。

またブースにお越しいただいた方からは様々なご質問を頂戴しましたが、多かったのは井戸水など飲み水の検査に関することでした。地震や火山噴火など様々な自然災害が続く中、皆様が非常事態への備えを考えておられることの表れだったのではないかと感じています。

諏訪圏工業メッセホームページによれば、来年は10月15日、16日、17日の開催を決定。年々規模を増すこのイベントが、またどのようなものになるのか期待されます。



土壌汚染対策法の基準が改正されました

土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令(平成26年8月1日 環境省令第二十三号)により、土壌汚染対策法の基準が一部変更されました。これにより、土壌溶出量基準のうち1,1-ジクロロエチレンの基準が1リットル当たり0.02ミリグラムから0.1ミリグラムに、また土壌含有量基準のうち同物質の基準が1リットル当たり0.2ミリグラムから1ミリグラムに、さらに地下水の基準のうち同物質の基準が1リットル当たり0.02ミリグラムから0.1ミリグラムに、それぞれ緩和されました。

これに先んじて土壌の汚染に係る環境基準については、すでに平成26年3月に1リットル当たり0.1ミリグラム(溶出量)に改められています。これらの改正は、さらにさかのぼること5年前の平成21年11月に、人の健康の保護に関する環境基準(環境水)や地下水の水質汚濁に係る環境基準が、同じく1リットル当たり0.1ミリグラムに改められたのを受けての対応となっています。

平成21年の環境基準改正では、1,1-ジクロロエチレンの基準値変更以外に、新たな基準項目として1,4-ジオキサンが追加されました。また地下水の環境基準では塩化ビニルモノマーも追加された上、シス-1,2-ジクロロエチレンが1,2-ジクロロエチレン(シス体およびトランス体を合わせた量)に改められました。現状では、土壌の環境基準や土壌汚染対策法の基準については、これらが追加ないし改められていません。従って、今後これらの物質についても変更されることが予想されます。弊社ではこうした改正について、本通信等により随時ご案内差し上げるとともに、遅滞なく対応して参ります。

平成26年10月現在における各基準の設定状況を以下の表にまとめましたので、ご確認ください。

単位:mg/L

	塩化ビニルモノマー	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン		1,4-ジオキサン	
			シス体+トランス体	シス体のみ		
人の健康の保護に関する環境基準	(未設定)	0.1 以下	(未設定)	0.04 以下	0.05 以下	
地下水の水質汚濁に係る環境基準	0.002 以下	0.1 以下	0.04 以下	(なし)	0.05 以下	
土壌の汚染に係る環境基準	(未設定)	0.1 以下	(未設定)	0.04 以下	(未設定)	
土壌汚染対策法	土壌溶出量基準	(未設定)	0.1 以下	(未設定)	0.04 以下	(未設定)
	第二溶出量基準	(未設定)	1 以下	(未設定)	0.4 以下	(未設定)
	地下水基準	(未設定)	0.1 以下	(未設定)	0.04 以下	(未設定)



株式会社 コーエキ

〒394-0031 長野県岡谷市田中町三丁目 3-24

TEL 0266-23-2155 FAX 0266-23-0733

URL <http://www.e-koeki.co.jp>

E-mail info@e-koeki.co.jp

計量証明事業長野県登録第環境5号・45号・68号

水道水検査厚生労働大臣登録第69号

作業環境測定機関登録20-3号

土壌汚染状況調査指定機関 環 2003-1-481

建築物飲料水水質検査業 長野県4水第17号